APS-3H 製品（フォーム体）に関する注意事項

1. 周辺で火気を取り扱うような行為は避けてください。
2. 水分に接するような使用は避けてください。
3. 直接日光や雨が長時間当ると早く劣化しますので、
   そのような状況下での使用は避けてください。
4. 白アリ等の昆虫及びネズミ等の動物の栄養源や餌にはなりませんが、
   それらによって損傷を受けることがありますのでご注意ください。
5. 使用可能温度は、使用される細かな条件に左右されますので、
   常温以外での使用については、別途ご相談ください。
6. 吹付け直後の仕上げ作業等は避けてください。
   詳細は別途お問い合わせください。
7. 原料の安全衛生管理（取扱い注意事項、貯蔵上の注意事項）、
   吹付け施工における注意事項については、MSDS、技術資料、取扱説明書、
   施工要領書、施工マニュアルをご確認ください。

旭有機材工業株式会社

機能樹脂事業部　発泡材料営業部

【東日本営業グループ】【市場開発グループ】

〒105-6120 東京都港区浜松町２-４-1 世界貿易センタービル20階

TEL：03-3578-6021　FAX：03-3578-6026

【西日本営業グループ】

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町４-５-９ 井門瓦町ビル7階

TEL：06-4707-0365　FAX：06-4707-0366

お問い合わせ

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C015352

PRINTED WITH SOY INK™

2013.8.1000

旭有機材

一般建築物結露防止・断熱用

APS-3H

APS-3Hは優れた断熱性能により、結露防止はもちろん、一般建築においても優れた効果を発揮します。

APS-3H

●APS-3H の特長

① オゾン層破壊係数0の発泡剤HFC（代替フロン）を使用。

APS-3Hはオゾン層を破壊しない代替フロン（HFC-245fa、HFC-365mfc）を発泡剤として使用しています。

② シックハウス法告示対象外。

APS-3H は平成 14 年国土交通省告示第 1113 号～1115 号に規定される
ホルムアルデヒド発散建築材料の告示規制対象外となっておりますので、使用面積の制限を受ける事なく使用できます。

③ 断熱効果に優れています。

APS-3Hのフォーム体は、独立した気泡によって構成されており、優れた断熱性能を有します。

④ 継ぎ目がなく安定した断熱効果が得られます。

APS-3H はスプレー工法によって施工されます。シームレスな断熱層の実現で、目地による熱ロス、結露等を防ぎます。

⑤ 工期の短縮、断熱工事コストの低減を実現。

スプレー工法による断熱工事は、工期の短縮化や人件費の削減・コストの低減に貢献します。

●報告書　JIS A 1321 防火性能試験成績書（難燃３級相当）

防火性能試験成績書

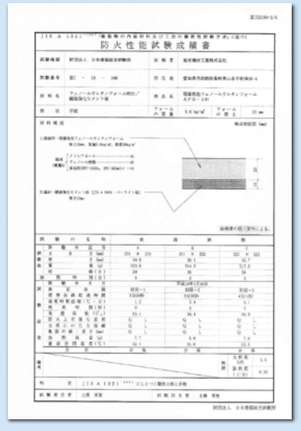
防火性能試験成績書

●APS-3Hのフォーム物性

項目	単位	物性値	備考
発泡剤	—	HFC（代替フロン）	
コア密度	kg/㎥	35	
圧縮強さ	kPa	200	
接着強さ	kPa	200	
熱伝導率※	W/(m・K)	0.022	
透湿率	ng/(m・s・Pa)	2.0	
燃焼性	—	合格	燃焼時間120秒以内 燃焼長さ60mm 以下であること
防火性能	—	難燃３級相当	JIS A 1321
備考	●上記の値は、測定値であり保証値ではありません。 ●防火性能は JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性の試験方法」に基づいた試験結果です。 ※ウレタンフォーム工業会では HFC を発泡剤とする吹付け硬質ウレタンフォームの熱伝導率の設計値として0.026W/(m・K)を推奨しています。		

断熱材の必要厚さ（例）

例：IV 地域 RC造（内断熱工法）

部位		省エネルギー等級3（新省エネルギー基準）		省エネルギー等級4（次世代省エネルギー基準）	
		断熱材の熱抵抗の基準値（㎡・K/W）	断熱材の厚さ（mm）	断熱材の熱抵抗の基準値（㎡・K/W）	断熱材の厚さ（mm）
屋根又は天井		1.1	30	2.5	65
壁		0.7	20	1.1	30
床	外気に接する部分	1.0	30	2.1	55
	その他の部分	0.5	15	1.5	40
土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	0.8	25
	その他の部分	—	—	0.2	10

補強の範囲

断熱工法	地域区分・断熱補強の範囲	IV、V 地域
内断熱工法	450㎜	

断熱補強材の熱抵抗及び断熱材の厚さ

断熱補強材の熱抵抗	0.6㎡・K/W
断熱材の種類別厚さ	20㎜

※断熱材の厚さは、熱伝導率の設計推奨値0.026W/(m･K)にて計算し、5㎜単位で切り上げております。
※地域区分 IV 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
注意）現在の地域区分は市町村単位での区分けになっているため、市町村によっては、上記区分と異なる場合があります。